

# 農薬を輸入する場合の取り扱いについて

## 輸入注意事項 15 第 13 号(15.3.5)

最終改正:令和3年9月24日付け・輸入注意事項 2021 第 17 号

平成15年3月5日付け経済産業省告示第47号(輸入公表の一部を改正する告示)により下記1に掲げる貨物を輸入する場合には平成15年3月10日以降通関時確認制に移行することとなりました。

このため、平成15年3月10日以降に当該貨物を輸入する場合には、平成15年3月9日までに関税法第67条の規定による輸入申告書、同法第43条の3第1項の規定による蔵入承認申請書又は同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定によ移入承認申請書が受理されていない場合は、税関への輸入申告書等の提出の際に下記2に掲げる書類を提出しないと輸入できません。

ただし、平成15年3月10日以降当該貨物を輸入する場合であっても、当該貨物が平成15年3月9日以前に船積みされた場合には、提出を要しないこととします。この場合には、当該貨物が平成15年3月9日以前に船積みされたことを証する書類(船荷証券又は航空機の場合は Air Waybill)を併せて税関に提出してください。

### 記

#### 1 対象

農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬(そのものが同法第3条第1項ただし書の規定に該当する場合を除く。)

#### 2 提出書類

農薬取締法第3条第1項に規定する登録を受けたことを証する書類

#### 3 その他

なお、上記2により提出された書類については、税関で内容を確認した後、輸入者に返却致します。